

従業員が退職したときの手続 (2)

雇用保険の失業給付

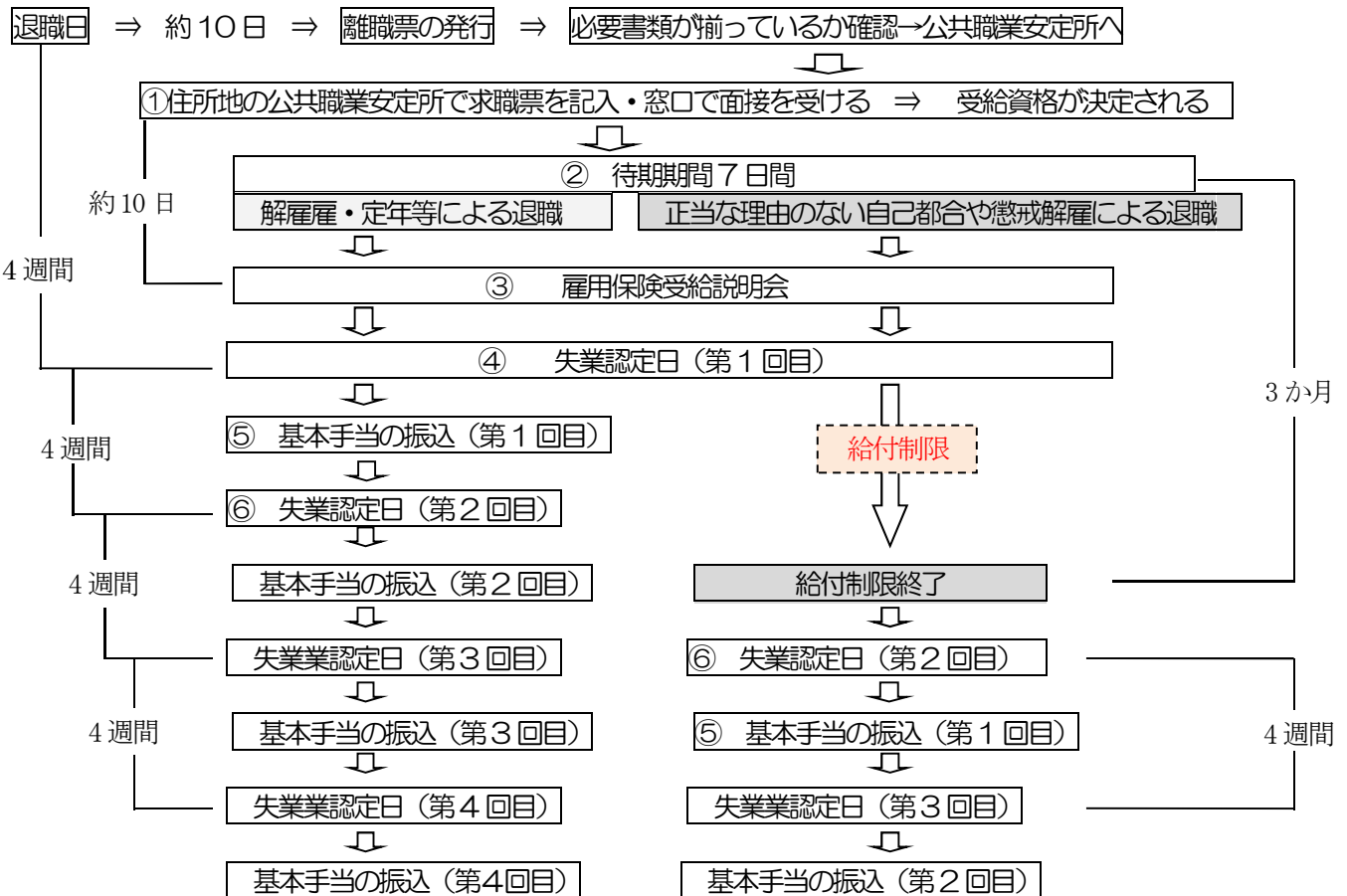
1. 失業等給付の受給要件

- イ 離職の日以前2年間に雇用保険に加入していた期間が通算して12か月以上ある(倒産・解雇等による離職の場合は、離職の日以前1年間に通算して6か月以上)
- ロ 失業の状態にある(就職の意思と能力があり、努力しているにも係らず、職業に就くことが出来ない状態にある)

手続先	必要書類	備考
住所地管轄のハローワーク	①雇用保険被保険者証 ②雇用保険被保険者離職票1及び2 ③印鑑(シャチハタ不可) ④現在の住所、氏名、年齢が確認できるもの(運転免許証、パスポート等) ⑤最近の写真2枚(縦3cm×横2.5cm) ⑥本人名義の普通預金通帳	ハローワーク開庁時間 平日8:30~17:15 土、日、祝日は休み 必要書類の①及び②は、会社より交付

2. 退職から失業給付を受けるまでの流れ

失業給付を受給するためには、まず住所地を管轄する公共職業安定所に行くことになります。初日の手続きから、実際に給付が行われるまでの流れは下図のようになります。



上図のとおり自己都合で退職した場合は、②待期間の後に3か月間の給付制限が行われます。その給付制限期間中に、③雇用保険受給説明会と④失業認定日(第1回目)があります。この認定日は待期間が満了したことの認定が行われるだけで、給付制限のない人と違って第1回目の失業認定日の後に基本手当が支給されることはありません。ただし、この認定日に出ないと支給開始日が遅れることになります。給付制限がある人の場合、第2回目の⑥失業認定日は3か月の給付制限が終了してからになり、その後はじめて⑤基本手当の支給が行われます。